

カナダ・ブリティッシュコロンビア州

幼稚園～12学年の海外留学生のための ホームステイガイドライン

教育・育児省 | 2024年



Ministry of
Education and
Child Care



はじめに

BC州幼稚園～12学年の海外留学生のための
ホームステイガイドラインについて

このホームステイガイドラインはBC州の幼稚園から12学年向けのホームステイの実施に関して、州全体に共通する最良の実践方法（ベストプラクティス）に関する基準を示すものです。

本ガイドラインは、幼稚園から12学年を開設している教育学区をはじめ私立校や教育・育児省の代表で構成された作業部会によって2014年10月から2015年6月にかけて作成されました。さらに2017年と2023年に、ホームステイに関連した海外留学生教育の現場での変化に対応するために、幼稚園から12学年関係者に高等教育機関の代表を加えた拡大作業部会によって内容の改訂が行われました。本ガイドラインは業界のベストプラクティスに関する一般的な見解を反映したものとなっています。



教育・育児省は次の団体に対し2023年度作業部会への参加に感謝いたします。

- › 第6教育学区
(ロッキーマウンテン)
- › 第42教育学区
(メープルリッジ - ビットメドウズ)
- › 第44教育学区
(ノースバンクーバー)
- › 第60教育学区
(ピースリバーノース)
- › 第72教育学区
(キャンベルリバー)
- › 第73教育学区
(カムループス - トンプソン)
- › ハイロードアカデミー・クリスチャンスクール
- › 公立学校国際教育協会 (IPSEA)
- › 私立学校協会連盟 (FISA)
- › ブリティッシュコロンビア国際教育評議会 (BCCIE)
- › ランガラカレッジ



ホームステイと法律

ホームステイには連邦法、州法、並びに自治体法が適用されます。適用される法律については、本書記載のグループ各位が責任を持ってよく理解しておいてください。また必要に応じて各グループの責任において法的な助言を受けてください。



本ガイドラインの対象ユーザー

BC州の幼稚園から12学年の海外留学生のためのホームステイガイドラインは、BC州国際留学生プログラムまたは学校や教育学区と提携しているホームステイ専門会社が定めた幼稚園から12学年の生徒の短期、長期両方のホームステイプレースメントを念頭に入れたものとなっています。

本書は、ホームステイを手配するグループ、ホームステイに関わるグループ、ホームステイに参加するグループのための最良の実践基準を6つの章に分けて解説します。

グループ		章
ホームステイプログラム プロバイダー	BC州にて幼稚園から12学年のホームステイプレースメントの手配を行う 会社または団体	1章
国際留学生 プログラム	海外留学生を受け入れるBC州の学校または教育学区	2章
ホストファミリー	海外留学生を自宅に受け入れるBC州在住の家族 (ホームステイファミリーとも呼ばれている)	3章
K-幼稚園から12学年に 在籍する留学生	通常はBC州外、つまりカナダ国外に住み、BC州へ来て幼稚園から12学年 の課程に編入する幼稚園から12学年の生徒	4章
留学生の親・保護者	留学生の親または合法的に指定された保護者	5章
留学エージェント	留学生が各自に適した留学先の国、都市、学校を選ぶ際にアドバイス・代行 サービスを行う個人または会社	6章

ブリティッシュコロンビアでのホームステイについて

ブリティッシュコロンビア州政府ならびにBC州の教育学区や私立校が開設する国際留学生プログラムは、BC州が実施するワールドクラスの教育をはじめ、友好的な受け入れ先のコミュニティや素晴らしい自然環境を誇りにしています。ホームステイが留学体験に極めて重要な役割を果たすとの認識から、BC州はすべての生徒が質の高いホームステイを体験できるように尽力しています。

ホームステイとは、承認を受けた家族が留学中の生徒を自宅に住ませるために、国際留学生プログラムまたはその代理人が正式に手配するものです。この家族と住居の両方が一般的に「ホームステイ」と呼ばれています。本ガイドラインではこの家族を「ホストファミリー」と呼びます。幼稚園から12学年のホームステイをする生徒とは、BC州外からやって来る未成年（19歳未満）の生徒で、食事、個室、ファミリーのサポート、各種文化体験などの対価として費用をホームステイファミリーに支払います。



BC州の教育学区ならびに私立校が実施するホームステイには以下の3つのタイプがあり、教育学区や私立校によって次のかたちで実施しています。

1. 独自のホームステイプログラムを実施している。
2. ホームステイプログラムの管理運営をホームステイプロバイダーに委託している。
3. 留学生の親や本人のためにホームステイプログラムプロバイダーのリストを用意している。

また、幼稚園から12学年を開設している教育学区や私立校と取引関係を持たない私企業やWebサイトなどがホームステイサービスを提供する場合があります。留学生の親御さんや留学生本人もそのようなホームステイサービスプロバイダーを使ったり、親せきや家族の知人宅に寄宿することも考えられます。これらの選択肢を選ぶ場合、最終的な判断をする前に、留学先の教育学区や私立校に相談するとよいでしょう。国際留学生プログラムはそのような状況に関連する規定や情報を準備している場合もあります。

ガイドライン

第1章 — ホームステイプログラムプロバイダーの責任

幼稚園から12学年の留学生がホームステイで可能な限り快適に過ごせるように、ホームステイプログラムプロバイダーは、

1. ホストファミリーと留学生をマッチングするためにホームステイ先の審査を継続的に行う。ホストファミリー審査プロセスは公開し、以下を含むものとする。
 - A. 定期的な住居の立ち入り検査とホストペアレントの面接。住居の立ち入り検査は少なくとも2年に1回実施する
 - B. 定期的な犯罪歴のチェックと子供や社会的にバルネラブルな人たちと関わる場合に犯罪歴等のチェックをするバルネラブルセクターチェックを成人家族全員に対して3年ごとに行う
 - C. 必要な場合、ホストペアレント(父母)の身元照会
2. 留学生、親・保護者、後見人、ホストファミリーの以下を含む適切かつ最新の個人の記録・連絡先を収集する。
 - A. 正式なファーストネーム(名)とラストネーム(氏)(パスポートに表記されている氏名)
 - B. 性別
 - C. 年齢
 - D. 本人の重要な医療情報
 - E. 居住国
 - F. 現住所
 - G. 連絡先の電話番号およびEメールアドレス
3. 収集したデータやホームステイプログラムプロバイダーから送られてきたすべての情報の扱いは個人情報保護法に必ず従う。
4. 新しいホストファミリーが受け入れに関する最良の実践方法を確実に理解し身に着けるために、総合的な研修プログラムを実施する。また既存のホストファミリーが最新の最良の実践方法を常に把握できる方法を作成する。
5. 1軒のホストファミリー宅に同時に宿泊させる人数は2人以下とする。
6. 同じホストファミリー宅に成人留学生と未成年の留学生を同時期にプレースメントしない。ただし、留学生当事者らにとってたいへんメリットがあるという明確な根拠がある場合はこの限りではない。未成年の生徒と成人生徒が一緒に同じ家庭に宿泊する場合には、未成年の生徒の親に必ずその状況を伝えるものとする。
7. 宿泊日程、特別な配慮が必要な事項、本人の医療情報や行動面のことなどの記入欄がある標準留学生プロフィールフォームを用いて、留学生のプレースメントの予定をホストファミリーに通知する。
8. 留学生、学校、ホストファミリー、親・保護者と連絡を保ち、各人を支援する。
9. 定期的に留学生やホストファミリーとコミュニケーションを図る。
10. 留学生とホームステイファミリーに24時間いつでも連絡できる緊急連絡先を知らせる。
11. 質の保証とプログラムの評価の仕組みを導入し、維持する。
12. ホストファミリーと留学生の両方に紛争解決サービス(と合意に達する機会)を提供する。
13. ホームステイに関する明確かつ公表されている基準と手順を維持する。これにはホストファミリーを正当な理由で解任するときの手順と留学生を別のホストファミリーに移動させる手順を含む。
14. 関連法規、標準、手順などを解説したホストファミリー用、留学生(およびその親)用として二通りの参考マニュアルを作成する。マニュアルには、ホストファミリーや留学生のあらゆる種類のホームステイ体験に適用できる基準や手順を含むものとする。

ホームステイプログラムプロバイダーとは、ホームステイを手配する団体もしくは会社です。ホームステイプログラムは学校や教育学区が提供する場合は、プロバイダーが第三者企業や団体の場合があります。

15. 下記を含む明確かつ公表されている費用体系を維持する。
 - A. 契約条件 - 費用をいつ、誰に払うか
 - B. 日額および月額ホームステイ費用
 - C. 費用に含まれるサービス
 - D. 追加費用(例、空港出迎えまたは見送り、荷物の保管料)
 - E. 返金規定
16. 公開される文書やひな形には必ず性差別のない表現を用い、実名と本人が希望する名前の記入欄を必要に応じて設ける。
17. 必要に応じてまた可能であれば、留学生本人の母語で話せる人を依頼する。これにはエージェント、親、またはオンラインで通話ができる人などが含まれる。
18. 留学生プログラムのホームステイ期間中に発生した医療上もしくは精神衛生上の心配事項を、必要に応じてホストファミリー、後見人、または留学生の親・保護者と共有する。
19. ホームステイをする年少の留学生のために追加的な基準や手続き上の支援や必要事項を適宜提供する。
20. ホームステイプログラムプロバイダーの法的な限界を公表する。
21. ホストファミリー宅にプレースメントされる留学生に次の援助機関を利用できることを知らせる。

- A. BC子供のためのヘルプライン
(BC Helpline for Children) (Tel: 310-1234)
19歳未満の児童・青少年が虐待を受けたり、ネグレクトされたときは電話で通報することができる。ホームステイプログラムプロバイダーには懸念事項を児童福祉士(Child Welfare Worker)に通報する法的義務がある。
- B. キッズヘルプ・ライン(Kids Help Phone)
(Tel: 1-800-668-6868)
カウンセリングと心の健康上の支援を受けられる。
- C. ケルティ精神衛生リソースセンター
(Kelty Mental Health Resource Center)
(<http://keltymentalhealth.ca>)
精神衛生に関する問題、薬物乱用、薬剤、健康的な暮らしなどに関するリソース
- D. ヘルスリンクBC 811サービス
(HealthLink BC 8-1-1 Services) (Tel: 811)
州内で無料で利用できる州の保健関連情報とアドバイスを求めるための電話
- E. 自殺予防ヘルプライン(Suicide Crisis Helpline)
(Text/Tel: 988) <https://988.ca>
自殺防止のための秘密厳守の24時間無料で掛けられるヘルプライン。これには自殺予防相談に関する教育訓練を受けたスタッフが対応する。
- F. 医療保険プロバイダーの選択肢



第2章 ー 国際留学生プログラムの責任

幼稚園から12学年の留学生がホームステイで可能な限り快適に過ごせるように、国際留学生プログラムは、



国際留学生プログラムとは、BC州の幼稚園から12学年の学校への留学の手配や留学中の支援を行う教育学区または私立校内に設置されている管理本部または管理運営部門を指します。

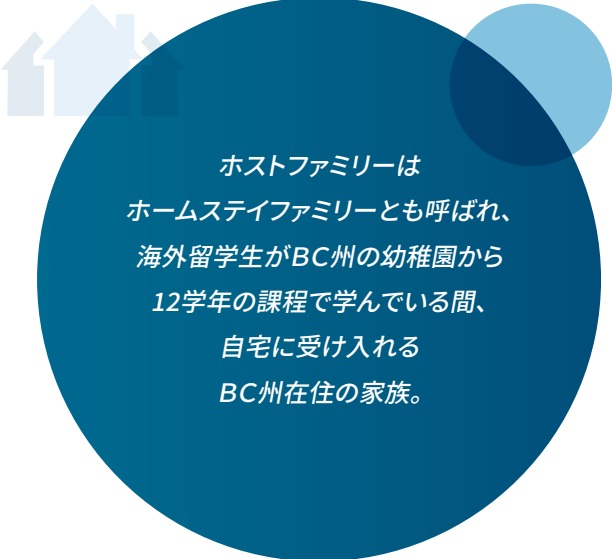


1. 責任を持って留学生の世話をするために、親・保護者が指定した後見人の身元を確認し、後見人に期待する事がらを明確に伝える。
2. 留学生が通学する学校との関係において、ホストペアレント用の明確な手順を作成する。ELL／ESLまたはフランス語の学習／第二言語としてのフランス語の習得の支援、出席、課外活動などに関しホストファミリーが手を差し伸べると「学校とのつながり感」を促進するだけでなく、生徒の学習や成功を後押しする。
3. 親・保護者および後見人との連絡の手順とひな形を作成する。
4. ホームステイ期間中に発生する様々な問題を解決するために、紛争解決手順とプロセスを明確にしてホストファミリーを支援する。さらなる支援が必要な場合、いつ誰に連絡するかなどの明確な骨子を設定することが強く推奨される。
5. 行動規範に関し生徒に具体的に説明し、十分配慮するようにホームステイファミリーに促す。門限時刻、インターネットの使用、家事手伝い等留意すべき事がらを生徒にはっきりと説明し、伝えること。すべての家庭の決まりは、家庭内で生徒の各成長段階でふさわしいものであると同時に、適切なものであることを徹底することが重要である。
6. 留学生の英語またはフランス語の習得に、ホストファミリーが支援する上で必要となる様々なリソースを提供する。
7. 国際留学生プログラムの法的な限界を公表する。
8. 留学生や親・保護者と交わす参加同意書を作成する。これには生徒としての行動に期待される事がら、紛争解決プロセス、ホームステイからの退去、学校・教育学区主催のプログラムからの退学理由などの条項を含める。

第3章 — ホストファミリーの責任

幼稚園から12学年の留学生がホームステイで可能な限り快適に過ごせるように、ホストファミリーペアレンツは、

1. 留学生に配慮の行き届いた、頼りがいのある養育環境を用意する。
2. 家庭内で性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、人種、国籍、言語、宗教、文化もしくは文化的な伝統を理由とした差別のない環境作りをしなければならない。
3. ホームステイプログラムプロバイダーがブレスメントをした生徒を受け入れる場合、プロバイダーが定めたすべての規則・ガイドラインに従う。
4. 満25歳以上であること、または国際留学生プログラムから許可済みの例外として承認を受けていること。
5. 18歳以上の同居の家族をはじめ、長期に滞在する来客(2週間以上滞在するもの)、ホストファミリー宅への頻繁な訪問者はすべて、必ず犯罪歴チェックとバルネラブルセクターチェックを受けること。
6. 国際留学生プログラムまたはホームステイプログラムプロバイダー、もしくは両方から定期的に家庭内立ち入り検査を受けることに同意する。
7. 同居する他の留学生を始め頻繁な訪問者や長期滞在者、そして留学生が入居してから入居した人を含め、ファミリー宅に同居するすべて人に関してホームステイプロバイダー／ホームステイプログラムに通知することが義務付けられている。
8. ホストファミリー宅に同時に宿泊させる人数は2人までとする。同一家庭内には異なる言語を話す生徒を住まわせることが推奨される。
9. 成人留学生と未成年留学生の両方を受け入れる前にホームステイプロバイダー／プログラムに相談する。未成年の生徒と成人生徒と一緒に同じ家庭に宿泊する場合には、未成年の生徒の親に必ずその状況を伝えるものとする。
10. 1日3食栄養のある食事を用意する。
11. 清潔でかつ整理整頓が行き届いた家に、下記も利用できる、適切な家具が整えられている個室を用意する。
 - A. 宿題・課題をするための机・いす・照明器具のある場所
 - B. バスルーム、タオル・シーツ類、洗濯機の使用
 - C. 衣類を保管するスペース
 - D. 他の家族と同じように家に入るために必要となるもの(例、家の鍵、該当する場合ホームセキュリティシステムの入力コード)
 - E. 教育ゴールの達成と日本の家族と常に連絡を取るためのインターネットアクセス
12. 自宅が安全であること、また必要に応じてBC建築基準、当該地域の建築条例、消防規則並びに地元の消防条例に準拠していることを確認する。
13. 留学生の全般的な心身の健康を確認し、必要な場合医師の診察を受けられるように手配し、深刻な医療上、行動上もしくは精神衛生上の問題があった場合は、学校、後見人、ホームステイプログラムプロバイダー、国際留学生プログラムの担当者に報告する。



ホストファミリーは
ホームステイファミリーとも呼ばれ、
海外留学生がBC州の幼稚園から
12学年の課程で学んでいる間、
自宅に受け入れる
BC州在住の家族。

14. 留学生が飲酒したり、非処方せん薬や不法な薬物を摂取または所持していた場合や、ホームステイプログラムまたはホームステイ先の家庭の規則を守らなかった場合、もしくは法を犯した場合は学校または国際留学生プログラムの担当者に通知する。
15. 住宅保険と自動車保険が同居している留学生も的確にカバーしているかどうかを確認する。保険によっては、ホームステイ中の生徒をカバーしないものがある。
16. ホームセキュリティシステム、特に防犯カメラとビデオの録画については家の中を案内するときに必ず生徒に説明し、またプライバシーの条件に従っていることと、生徒が妥当と考える程度のプライバシーを侵害しないものであることを説明する。
17. 下記の方法で留学生や親、および学校、地域社会とのつながりの強化に努める。
 - A. 留学生が家で使いたい言葉（英語またはフランス語）を使う。
 - B. 留学生の個人的なインターネットの使用に妥当な制限を設ける。（1日の使用時間、使用に適切な時間帯など）
 - C. 留学生と妥当な門限時刻や家の規則を話し合っ
て決め、決められた通りに実行させる。
 - D. 留学生が課外活動やスポーツに参加を希望する場合、探す手伝いをする。
 - E. 学校もしくは教育学区主催のホストファミリー向けのオリエンテーションや、文化、教育イベントなどに参加する。



第4章 — 留学生の責任

ブリティッシュコロンビア州に留学中、ホームステイプログラムを利用する留学生は、

海外留学生とは、
教育省の教育費支援を
受ける資格を満たさないために
通常留学先の教育学区もしくは
私立校に留学生用の学費を
納入する、カナダ国外から来る
生徒のことです。

留学生は6ヵ月以上
カナダで勉強する意図を
もってカナダに入国するために
カナダ政府発給の許可証を
取得しなければ
なりません。

1. ホームステイプログラムプロバイダーが手配したホストファミリー宅に宿泊する場合、プロバイダーが定めたすべての規則・ガイドラインに従うこと。
2. 自治体の規則を始め、州法、連邦法に従うこと。
3. ホストファミリーや学校と積極的に関わって、学校生活と家庭生活に溶け込む機会を模索する。
4. 自分の親・保護者やホストファミリーと定期的にコミュニケーションを取る。
5. 深刻な問題や懸案事項を必要に応じてホストファミリー、親・保護者、後見人、学校長、副校長、担任の教師、ホームステイプログラムプロバイダー、国際留学生プログラムの担当者のいずれかと話し合う。誰に連絡してよいか分からないときは、ホームステイコーディネーターに尋ねる。
6. 個人的に手配した宿泊施設が安全でない、または不適切だと見なされた場合、または生徒がホームステイ先で分別のない振る舞いや許されない態度をとったり、ホームステイプログラム／プロバイダーの規則やガイドラインに従わなかった場合、国際留学生プログラムは、ホームステイ先の移動または国際留学生プログラムからの退学を要請する可能性があることを承知しておくこと。
7. ホームステイ先の家屋や器物を大切にし、責任をもって扱う。ファミリーの所有の物品の破損の責任が留学生にあることが判明した場合、破損を弁償する。
8. 児童・少年の健康と身の安全について次の援助機関があることを知っておく。
 - A. BC子供のためのヘルプライン
(BC Helpline for Children) (Tel: 310-1234)
留学生がホームステイ先や学校で不当な扱いを受けたまたは身の危険を感じた場合、電話を掛けることができる。
 - B. キッズヘルプ・ライン(Kids Help Phone)
(Tel: 1-800-668-6868)
カウンセリングと心の健康上の支援を受けられる。
 - C. ケルティ精神衛生リソースセンター
(Kelty Mental Health Resource Center)
(<http://keltymentalhealth.ca>)
精神衛生に関する問題、薬物乱用、薬剤、健康的な暮らしなどに関するリソース
 - D. ヘルスリンクBC 811サービス
(HealthLink BC 8-1-1 Services) (Tel: 811)
州内で無料で利用できる州の保健関連情報とアドバイスを求めるための電話
 - E. 自殺予防ヘルプライン(Suicide Crisis Helpline)
(Text/Tel: 988) <https://988.ca>
自殺防止のための秘密厳守の24時間無料で掛けられるヘルプライン。これには自殺予防相談に関する教育訓練を受けたスタッフが対応する。

第5章 親・保護者の責任

留学生の親・保護者は、

1. 願書や入学手続き書類に必要な事項を正確に記入し、ホームステイプログラムプロバイダーやホストファミリーがホームステイの期間中支援や世話を十分行えるように、身体疾患、薬剤、特別な教育的ニーズ、行動上およびそれ以外の懸念事項を含め本人に関する情報を隠さずにすべてホームステイプログラムプロバイダーやホストファミリーに明確に伝える。
2. 留学生のホストファミリーへのプレースメントを手配したホームステイプログラムプロバイダーが定めたすべての規則・ガイドラインをよく理解しておくこと。さらにそれらに本人が必ず従うように後押しをする。
3. 留学生である子供が異国での新たな日課に慣れていくためにそっとしておく必要があるものの、新しい国での生活や新しい言語の習得に付随するプレッシャーやストレスに

対処していることを把握するために、子供と定期的に連絡を取り合う。

4. 深刻な懸念事項はホームステイプログラムプロバイダーに連絡する。
5. 個人的に手配した宿泊施設が安全でない、または不適切だと見なされた場合、またはホームステイプログラム／プロバイダーの規則やガイドラインに従わなかった場合、国際留学生プログラムは、ホームステイ先の移動または国際留学生プログラムからの退学を要請する必要があることを承知しておくこと。
6. 生徒がホームステイ先で分別のない行動や許されない態度をとった場合、またはホームステイプログラム／プロバイダーの規則やガイドラインに従わなかった場合、国際留学生プログラムはいつでもホームステイ先の移動または国際留学生プログラムからの退学を要請する必要があることを承知しておくこと。その場合親・保護者がホームステイ先の移動やプログラムからの退学に掛かる費用を負担しなければならない場合がある。
7. 児童・少年の健康と身の安全について次の援助機関があることを知っておく。

親とは、留学生の
実の親または養親を指します。
保護者とは、生徒の親に成り代わって
法的な権限を持つ人を指します。
法的な保護者は 後見人と
異なります。

- A. BC子供のためのヘルプライン
(BC Helpline for Children) (Tel: 310-1234)
19歳未満の児童・青少年が虐待を受けたり、ネグレクトされたときは電話で通報することができる。親・保護者には懸念事項を児童福祉士に報告する法的義務がある。
- B. キッズヘルプ・ライン (Kids Help Phone)
(Tel: 1-800-668-6868)
カウンセリングと心の健康上の支援を受けられる。
- C. ケルティ精神衛生リソースセンター
(Kelty Mental Health Resource Center)
(<http://kelymentalhealth.ca>)
精神衛生に関する問題、薬物乱用、薬剤、健康的な暮らしなどに関するリソース
- D. ヘルスリンクBC 811サービス
(HealthLink BC 8-1-1 Services) (Tel: 811)
州内で無料で利用できる州の保健関連情報とアドバイスを求めるための電話
- E. 自殺予防ヘルプライン (Suicide Crisis Helpline)
(Text/Tel: 988) <https://988.ca>
自殺防止のための秘密厳守の24時間無料で掛けられるヘルプライン。これには自殺予防相談に関する教育訓練を受けたスタッフが対応する。



第6章 – エージェントの責任

留学生とその家族は、留学先の国際留学生プログラムを決めるためにエージェントに依頼することがあります。留学エージェントは、

1. 国際留学生プログラムを始め、ホームステイプログラムプロバイダーや留学生とその家族に対してサポートを行う。特にホームステイプログラムプロバイダーまたは国際留学生プログラムから要請があった場合、親・保護者への連絡を行う。
2. BCの幼稚園から12学年の海外留学生のためのホームステイガイドラインとブリティッシュコロンビア州のホームステイ業界のベストプラクティスに関する期待事項の内容をよく把握しておく。
3. ホームステイプログラムプロバイダーが手配したホストファミリー宅に宿泊する場合、留学生がそのホームステイプロバイダーが定めたすべての規則・ガイドラインの内容を理解し、それらに従うことができるように力になる。

エージェントとは、
BC州または海外を拠点とする
有償でサービスを提供するコンサルタントで、
留学生の教育や旅行の面の手配をします。
エージェントがホームステイも手配する場合、
エージェントもホームステイプログラムプロバイダーと
いうことになり、第1章で説明した
責任内容を満たすことが
期待されます。



用語解説／定義

本ガイドラインで使われている用語の定義は以下のとおりです。

親とは、子供の実の親または養親を指す。

海外留学生とは、教育省の教育費支援を受ける資格を満たさない、通常留学先の教育学区もしくは私立校に留学費用を納入する、カナダ国外から来る生徒のこと。留学生の多くは6ヵ月以上カナダで勉学する意図をもってカナダに入国するためにカナダ政府発給の許可証を取得しなければならない。

学校とのつながり感とは、教育用語で、生徒が自分の学校に対して感じる親近感の度合いを指す。学校やその学校内の大人との強いきずなは、学校の成績をいっそう向上させるという研究結果が報告されている。

後見人とは、カナダ市民もしくは永住権を持つ責任ある大人で、子供の世話やサポートをするために国際留学生プログラムの正式書類で子供の親・保護者によって指定された人物。国際留学生プログラム並びにカナダ連邦政府は、ブリティッシュコロンビア州に留学中の未成年の生徒は後見人を必要とすることを義務付けている。17歳以上の未成年に対する後見人の指定は任意であり、担当官はケースバイケースで後見人の指定を要請できる。

行動規範とは、振舞い方、他人との交流の仕方に関して記載された規則書。行動規範命令に関する州の基準に基づき、教育委員会は管轄地域内にある学校を対象に行動規範を1つ以上定め、各学校に行動規範の確実な導入を義務付けている。

国際留学生プログラムとは、私立校または教育学区内に設置されている管理運営部門を指す。国際留学生プログラムは、留学生の教育、宿泊、世話などの実施、支援、手配を行う。

個人的または独自で手配した宿泊施設とは、留学生のために学校もしくは教育学区承認のホームステイプログラムプロバイダーが手配しなかった宿泊施設を指す。

保護者とは、BC州家族法で定められている内容では、子供の親が一般的にその子の保護者である。保護者は留学生の親代わりとして役目を果たすために法的な権限が与えられている人の場合もある。保護者はその子に対する法的な責任と権利を持つ。

ホームステイとは、承認をうけた家族が留学中の生徒を自宅に住ませるために、国際留学生プログラムまたはその代理人が正式に手配するもの。この家族と住居の両方が一般的に「ホームステイ」と呼ばれている。

ホームステイプログラムプロバイダーとは、留学生をホストファミリーに紹介・プレースメントする組織。状況によって異なるが、ホームステイプログラムプロバイダーは、私立学校もしくは教育学区である場合や、国際留学生プログラムが契約した会社もしくは団体、または国際留学生プログラムと取引関係のない事業者もしくは個人の場合もある。

[用語解説 続き...]

ホストファミリーまたは**ホームステイファミリー**とは、ホームステイ期間中、留学生を自宅に住ませる家族。

未成年の生徒とは、19歳未満の人を指す。未成年者は保護者または後見人の世話をある程度必要とする。

レジデンス／寮とは、2人以上の未成年の生徒が共同で生活する、通常学校の敷地内にありBC州の私立学校が管理する宿泊施設を指す。ただし、レジデンス／寮は本ガイドラインでは取り上げていない。

ブリティッシュコロンビア州

**BC州幼稚園～12学年の
海外留学生のための
ホームステイガイドライン**
– 2024年



Ministry of
Education and
Child Care

[Japanese]